江戸時代からの枡・秤を展示

文化資料館「最新情報コーナー」

現在、文化資料館では「はかる」をテーマに市民の方々から寄贈いただいた、江戸時代や明治時代の枡(ます)と秤(はかり)を展示しています。

人々にとって、切り離すことのできない計量器とのつながりの歴史をのぞいてみませんか。

一月十九日(日)まで。入場無料。

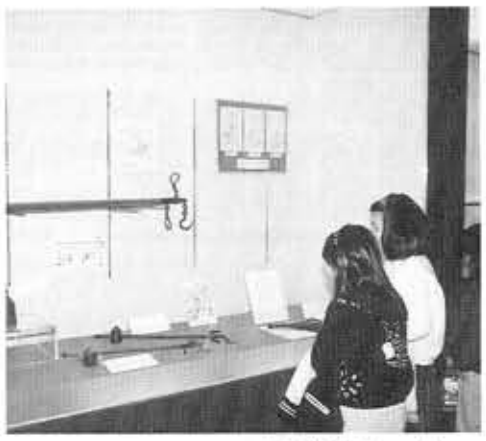

枡・秤が展示されている「最新情報コーナー」

枡（ます）は体積をはかる容器であり、秤(はかり)は重さをはかる道具で、どちらも売買・交換・貸借・証明など、経済的、公的行為にとって大切な計量器とされてきました。

江戸時代には、枡は年貢米収納の計量手段として極めて重要な役割をはたし、秤も貨幣と結びついて、どちらも庶民と特別な関係をもっていました。

文化資料館では、市民の方々から寄贈していただいた、これら人々の生活に欠かすことのできない枡や秤、計十一点を展示しています。

おもりに「秤量弐拾貫」とあり、二十貫（七五・〇）まではかれ、米俵などをはかっていたと思われる大型の桿秤（さおばかり）。

香や薬物の計量や、両替に用いられた匁（一匁＝0・03759）まではかれる小型の桿秤（写真右）。計量皿には、江戸時代に京都秤座として、西日本の秤の製造・管理を独占していた神善四郎家の極印が押されています。

木の板と木や竹の釘のみが使われていたことから、木地枡（きじます）と呼ばれていた液体用の一升枡や明治以降外国から入ってくるブリキ製やガラス製のものに影響を受けて、方形から円筒形に変化した穀物用の一斗枡（写真下）。

展示は、祝日・月曜日を除く一月十九日（日）まで（一月四日までは休館）入場無料。

■お問い合わせ■　文化資料館☎931―1182

厘　秤

一斗枡

平成4年度

市・府民税　固定資産税

一月一日が課税基準日です

市・府民税は一月一日現在の住所地で前年の所得をもとに

市・府民税は、毎年一月一日現在にお住まいの市町村で、前年中の所得をもとにして課税されます。

一月二日以降に他の市町村へ転出された場合、平成四年度は向日市で課税され、新しい住所地では課税されません。

平成四年中に失業などで一時的に所得が減少する人でも、四年度分の税額は前年中の所得で算出されますので、一時的に所得が減少しても税額は変わりません。

一月二日以降に死亡された場合、死亡された人の税金は、相続人の方に納めていただくことになります。

給与支払報告書の提出は一月三十一日までに

サラリーマンなど給与所得者の市・府民税は、勤務先の会社などから提出される給与支払報告書に基づいて計算されます

給与支払者の方は、給与支払報告書を一月三十一日（金）までに、従業員の方が一月一日現在に居住されている市町村へ提出してください。

◆市・府民税、給与支払報告書のお問い合わせ　税務課市民税係（内線223）

固定資産税は一月一日現在の所有者に

固定資産税は、毎年一月一日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税されます。

一月二日以降に売買された土地・家屋についても一月一日現在の所有者に一年分の税額が課税されますので、ご留意ください。

売買の際に、その年の税負担を当事者で話し合うことも大切です。

償却資産申告書の提出は一月三十一日までに

固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、一月一日現在の償却資産の状況を一月三十一日までに申告してください。

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産で構築物、機械装置、車両、運搬具、工具、器具、備品などです。

◆申告用紙の請求・お問い合わせ　税務課固定資産税係（内線225）

所得税が還付される場合があります

次のような人は、税務署へ確定申告をすれば、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

①災害や盗難、横領による住宅や家財の損害について、雑損控除を受けられる人。②多額の医療費を支払ったために医療費控除を受けられる人。③住宅を新築や購入し、住宅取得等特別控除を受けられる人。④寄付金控除や配当控除などを受けられる人。⑤年の中途で退職し、その年の年末調整を受けなかった人。

◆所得税の還付手続き・お問い合わせ　右京税務署☎311―6366又は、税のテレホンサービス☎451―8222、☎341―0010

受講生募集

高齢者福祉講座

▽時間　午後一時三十分～三時三十分
▽場所　寺戸公民館
▽対象　六十歳以上の人　四十歳代、五十歳代の人も歓迎
▽定員　五十人（定員に達し次第締切）
▽申込み・お問い合わせ　一月十日（金）までに、はがきか電話で高齢者福祉課（内線340）へ。

日程表

	学習内容（テーマ）	月日	講師
1	「いきいき人生は60才から」	平成4年1月16日(木)	高橋紀子氏（フリーライター）
2	「高齢者のボランティア活動」	平成4年1月28日(火)	巡静一氏（大阪ボランティア協会理事）
3	「いろいろ食べてはつらつ人生」	平成4年2月4日(火)	小西すず氏（武庫川女子大講師）
4	「生きがい私の場合」	平成4年2月13日(木)	長澤普天氏（阿弥陀寺住職）
5	「日常生活と私たち」	平成4年2月18日(火)	遠藤保子氏（京都教育大助教授）
6	「高齢者の健康づくり」	平成4年2月27日(木)	青木信雄氏（健光園診療所所長）

ご利用ください

中小企業振興融資制度　金利改定

市では、中小企業振興のための融資制度を実施していますが、平成三年十二月十日から下表のとおり利率を改定しました。

保証料補給（信用保証協会に支払う保証料の½を補助）や利子補給も併せて受けられる便利な制度です。

■融資条件■

(1)市内在住の中小企業者で市内に一年以上商店や工場などの事業所を有し、今後も継続して事業を営むことが確実であること。

(2)市税を完納していること

(3)京都信用保証協会の保証対象業種であること。

(4)借入金の返済能力があること。

■お問い合わせ■　経済課（内線336）

融資金利表

	融資額・期間		利子補給期間	金融機関利率	市利子補給	借入利率
運転資金	300万円 3年以内	ただし使用は不可	12ヵ月	7.0%	2.5%	4.5%
設備資金	500万円 5年以内			7.2%	2.5%	4.7%

認め合い、理解を

人権週間記念講演

十二月十二日（木）文化資料館で、第四十三回人権週間記念講演会が開かれ、シナリオライターの丘乃れいさんが「人権を見つめる私」と題して講演をされました。

講演に先だち、民秋市長が「各関係機関や、人権擁護委員の方々の努力などによって、人権尊重の気運は高まってきたが、今なお、部落差別や女性差別、いじめや体罰などの問題が生じている。私たちはこのような現実を踏まえ、地域社会との連携・協力体制の強化を図り、人権尊重の理念を実践するため努力していかねばならない」とあいさつしました。

続いて講演に入り、丘乃さんは、向日町で出会ったおばあさんの謙虚に感謝を込めて生きている姿に心を打たれたこと。初めて手掛けた人権啓発映画「雨の指もじ」の撮影時の裏話などを交えながら、「人というのはどこかで支え合って生きているし、そういう姿を子供たちに見せなければならない。また、一人ひとりは顔や性格など全て違うがみんな同じ人間で、認め合い、理解し合わなければならない」と訴えました。

記念講演をする丘乃れいさん

二十一世紀を創造する京都府の礎(いしずえ)づくり

京都府知事　荒巻禎一

府民の皆様、あけましておめでとうございます。

皆様とともに、希望に満ちた新しい年を迎えることができましたことを、心からお喜び申し上げます。

今、世界は、自由と民主主義、そして個人の尊厳と人権の尊重を求める大きく強いうねりの中で目まぐるしい変化を遂げています。また、地球的規模での環境問題や発展途上国等への経済支援など、これまで以上に国際間の協調・協力が求められています。

昨年、府民の皆様のご支援・ご協力により、全国植樹祭は大成功を収めることができましたが、その成果を引き継ぎ、私たち人類が地球の恵みを将来ともに分かち合えることができるように、地球環境問題に積極的に取り組んでいかねばなりません。

一方、日本海沿岸諸国での経済発展や市場経済化などの動きは、本格的な環日本海時代の幕開けを告げています。京都府では、舞鶴港を近畿圏の玄関に位置付け、経済・文化の交流を図ってまいります。

このような情勢の中、真の豊かさが実感できる社会の実現と府域の均衡ある発展を図るために、道路・交通、住宅、下水道等生活・産業基盤の整備と合わせて、丹後リゾート構想など北部・中部・南部各地域の特性を生かした地域開発を展開していくとともに、福祉、医療、環境、雇用、教育文化、産業など各分野の諸施策を推進し、だれもが安心して暮らせ、人権が尊重される社会的格差のない京都府づくりを進めたいと存じます。

2年後には平安建都千二百年を迎えます。京都府では、人類の未来に貢献できる関西文化学術研究都市の建設をはじめとする諸事業に取り組んでいますが、関係機関・団体と連携を図りながら、その推進に努めますとともに、日本文化の蓄積を京都から世界に発信できる施設として、和風迎賓館の設置にも力を注いでまいります。そして、人類が後世に誇るべき歴史的・文化的資産を有する京都の大いなる蓄積を生かし、世界の発展に向けて大きな役割を発揮したいと思っております。

新年にあたり、府民の皆様の府政に対する深いご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、皆様のご健康とご多幸を心からお祈り申し上げます。